

傷病手当金の支給について

公務によらない病気やケガで 休職などになった場合は、 傷病手当金を請求することができます

支給要件

在職中

組合員が公務によらない病気やケガの療養のため勤務することができなくなり、そのために報酬が支給されなくなったとき

退職後

1年以上組合員であった者が、退職日までに引き続き3日を超えて病気やケガのために休業し、退職後も引き続き療養のため勤務できないとき

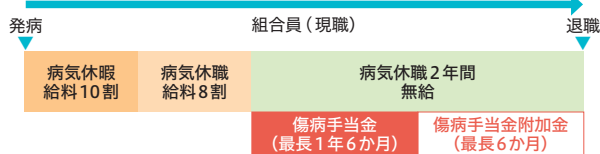
支給期間

傷病手当金（法定給付） → 1年6か月の範囲内

傷病手当金附加金（附加給付） → 法定給付支給終了後、6か月の範囲内

例1

病気休暇（90日）、病気休職（有給1年、無給2年）を最長期間とった後、退職した場合



例2

傷病のため勤務できなくなった日から4日（引き続く3日+退職日）以上経過して復職せずに退職し、任意継続組合員となる場合



病気休職（有給）期間中であっても、傷病手当金が支給されることがあります。その場合には、支給開始が早まるため、病気休職（無給）期間中に傷病手当金の支給が終了となります。

※「収入なし」とは、病気やケガのために仕事ができない場合をいいます。したがって、傷病が軽快し仕事ができる状態であるにも関わらず、単に適職がないなどの理由で就労せず収入がない場合には、傷病手当金は支給されません。

支給金額

平均標準報酬日額 × 2/3 × 支給日数
(1円未満四捨五入)

▶ 平均標準報酬日額とは？

傷病手当金支給開始月を含め、過去12か月の標準報酬月額を平均した金額を22で除して、平均標準報酬日額を算定し、傷病手当金額を計算します。

例1

傷病手当金支給開始月（令和3年1月）まで過去12か月に標準報酬月額（470,000円）の変更がなかった

470,000円 × 12か月 ÷ 12か月 = 470,000円
 470,000 ÷ 22 = 21363.6 (10円未満四捨五入) ≒ 21,360円 平均標準報酬日額

例2

過去12か月に標準報酬月額に変更があった

令和2年2月～令和2年3月 470,000円 2か月…①
 令和2年4月～令和3年1月 440,000円 10か月…②
 ① 470,000円 × 2か月 = 940,000円 ② 440,000円 × 10か月 = 4,400,000円
 ①+② ÷ 12か月
 940,000円 + 4,400,000円 = 5,340,000円 5,340,000 ÷ 12か月 = 445,000円
 445,000円 ÷ 22 = 20227.2 (10円未満四捨五入) ≒ 20,230円 平均標準報酬日額



支給手続（事前審査→請求）

傷病手当金の請求前に、所属所において必要書類を取りまとめて提出していただき、共済組合にて事前審査を行います。退職者の方も、退職時の所属所を通して事前審査の必要書類を提出してください。

提出された書類を審査し、支給要件を充足していることを確認した上で請求手続についてお知らせします。その際に請求書様式を送付いたします。（傷病手当金の詳細については、「福利厚生ハンドブック（令和2年12月）」P31～32も参照してください。） **傷病手当金の請求に当たっては、まず所属所にご相談ください。**

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎03-5320-6827